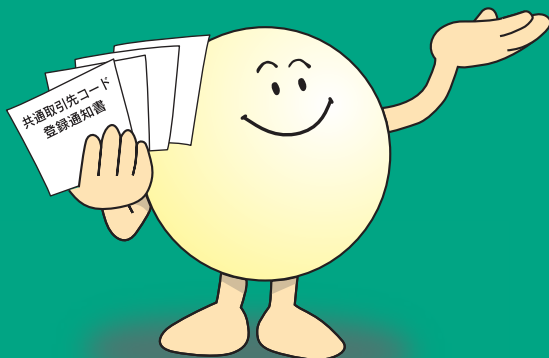


共通取引先コード 利用ガイド

本書は、共通取引先コードが円滑に利用されるよう、一般財団法人流通システム開発センターが定めた共通取引先コードの規定に準じた利用のガイドです。

共通取引先コードご登録事業者におかれましては、本書をご覧ください、規定および本利用ガイドに定めるルールに沿って正しくご使用いただきますようお願い申し上げます。



目次

共通取引先コードとは	3
共通取引先コードを登録するには	3
共通取引先コードの付番枠	4
貸与の有効期間と更新手続き	5
登録内容に変更が生じたとき	5
共通取引先コードが不要となったとき	6
登録通知書の再発行が必要なとき	6
貸与の取消と登録の抹消	7
共通取引先コード利用状況	8
Q & A	10
共通取引先コードの規定	11

共通取引先コードとは

- 1977年に通商産業省（現経済産業省）の指導のもとに流通近代化施策の一環として制定された、国内流通業において共通に使用できる事業所コードです。受発注、納品、代金決済等の際に使用される取引伝票やE D Iの仕組みで、利用されています。
- 6桁の数字で企業あるいは事業所を表します。

K1	K2	K3	K4	K5	K6
事業所コード（5桁）					C/D(チェックデジット)（1桁）

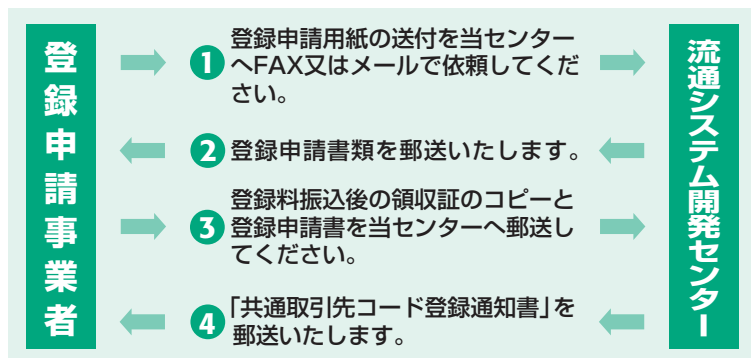
* チェックデジットとは、コードの入力ミスや設定ミスを防止するための数字。共通取引先コードのチェックデジットの計算方式はモジュラス11。

- 本書8～9ページに記載の「共通取引先コード利用企業」との取引やE D Iに使用することができます。

共通取引先コードを登録するには

- 共通取引先コードの登録を希望される場合は、所定の登録申請手続が必要ですので当センターまでお問い合わせください。（下図参照）
- 登録申請料は、1コードにつき 5,400円（申請料5,000円、消費税400円：事前納付制）です。

※今後、消費税率の変更にあわせ、申請料に申請時点での消費税額を加えた金額となります。



共通取引先コードの付番枠

- 共通取引先コードは、当センターの一元管理のもとに登録申請のあった事業所に、下記の付番枠内で貸与されます。一度、登録された共通取引先コードは、3年毎に更新手続きを取ることで変わることはありません。ただしコードを返還した後、改めて新規に申請をした場合は、別の共通取引先コードになります。

「共通取引先コード」の付番枠

00001 C/D	～	71999 C/D
74000 C/D	～	75999 C/D
78000 C/D	～	91999 C/D

* C/Dはチェックデジット

- 共通取引先コードの付番枠のなかに、当センターが付番を行わず、取引先コードを利用する小売業や卸売業などが取引先に対し、独自にコードを設定できる領域があります。この付番枠で設定するコードが「専用コード」です。但し、「専用コード」の利用できる範囲は利用する小売業や卸売業との対象取引間のみでの取引に限ります。「専用コード」の利用に際しては「共通取引先コード」のルールを遵守してください。

「専用コード」の付番枠

72000 C/D	～	73999 C/D
76000 C/D	～	77999 C/D
92000 C/D	～	99999 C/D

* C/Dはチェックデジット

- 「共通取引先コード」および「専用コード」のチェックデジットの計算方式はモジュラス11になります。JANコードのモジュラス10とは異なります。当センターウェブサイトを参照してください。

貸与の有効期間と更新手続き

- 共通取引先コードの貸与有効期間は、3年間です。共通取引先コードを継続して使用する場合は、3年ごとに更新手続きが必要です。登録更新料は1コードにつき、5,400円（申請料5,000円、消費税400円：事前納付制）です。

※今後、消費税率の変更にあわせ、申請料に申請時点での消費税額を加えた金額となります。

- 有効期限の1～2ヶ月前から順次に、当センターより登録事業者のコード管理ご担当者様宛に、更新手続きの書類が郵送されます。共通取引先コードを更新される場合は、有効期限までに更新手続きをお取りください。
- 有効期限までに更新手続きが取られずコードが失効した場合は、「共通取引先コード登録抹消手順」（7ページ参照）により、共通取引先コードが使用できなくなりますのでご注意ください。

登録内容に変更が生じたとき

- 事業者名、所在地、電話番号、FAX番号、コード管理ご担当者様など、登録内容に変更が生じる場合は、所定の「登録事項変更届」を当センターへ提出してください。（届出用紙は「共通取引先コード登録通知書」の裏面に記載されています）
- 「登録事項変更届」の用紙がお手元がない場合は、当センターまでご連絡ください。（TEL 03-5414-8512）
- 当センターへ「登録事項変更届」が提出されていないと、更新手続きの書類など重要なお知らせが届かない場合がありますので、「登録事項変更届」は必ずご提出ください。
- 企業の分離、営業譲渡等により、他の企業へコードを譲渡したい場合は、譲渡申請手続きが必要となりますので、当センターまでご連絡ください。

共通取引先コードが不要となったとき

- 「共通取引先コード返還届」の提出が必要です。当センターまでご連絡ください。(TEL 03-5414-8512)
- 返還された共通取引先コードは、後日別の企業に貸与されます。

登録通知書の再発行が必要なとき

- 「共通取引先コード登録通知書」を紛失した場合など、新たに登録通知書が必要となった場合は、当センターまでご連絡ください。
「再発行料1,080円（再発行料1,000円、消費税80円）」
※今後、消費税率の変更にあわせ、申請料に申請時点での消費税額を加えた金額となります。
- 「共通取引先コード登録通知書」は、共通取引先コードの登録を証明する大切な書類です。有効期限まで大切に保管してください。

「共通取引先コード登録通知書」見本

共通取引先コード登録通知書

一般財団法人 経産省企業センター 様

共通取引先コード: 820008

登録通知書: 2008年 03月 05日

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 経産省企業センター

TEL 03-5414-8512 FAX 03-5414-8513

※この通知書は、共通取引先コードの登録を証明する重要な書類です。有効期限まで大切に保管してください。

発行: 2008年 03月 05日

発行先: 東京商工振興センター (グループ・ホカダ社)

発行先住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1 経産省企業センター

発行先電話: 03-5414-8512

発行先FAX: 03-5414-8513

発行先Eメール: info@ecsc.or.jp

発行先ウェブサイト: www.ecsc.or.jp

発行先住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 経産省企業センター

発行先電話: 03-5414-8512

発行先FAX: 03-5414-8513

発行先Eメール: info@ecsc.or.jp

発行先ウェブサイト: www.ecsc.or.jp

貸与の取消と登録の抹消

- 以下に該当する場合は共通取引先コードの貸与が取消されます。
 - ①申請内容に虚偽があった場合
 - ②所定の登録申請料または更新申請料を納付しなかった場合
 - ③有効期限が経過しても更新手続きを行わなかった場合
 - ④当センターの承認を得ずに登録された事業者以外の者に共通取引先コードを使用させた場合
 - ⑤「共通取引先コードの規定」および「共通取引先コード利用ガイド」に従わないで共通取引先コードを使用した場合
- 有効期限までに更新手続きが取られないコードは取り消され、下記の『共通取引先コード登録抹消手順』に従い、使用されていないコードとみなされ、登録が抹消されます。

『共通取引先コード登録抹消手順』

手順 1

有効期限の1~2ヶ月前に、共通取引先コード管理ご担当者様宛に更新手続書類が郵送されます。

手順 2

有効期限の翌月10日までに更新または返還手続きが取られない場合は、再度、更新手続書類が郵送されます。

手順 3

有効期限より5ヶ月が経過し、更新または返還手続きが取られない場合は、「共通取引先コード取消通知書」と更新手続書類が郵送されます。

登録抹消

手順3の後、更新または返還手続きが取られない場合は、登録が抹消され、共通取引先コードが使用できなくなります。

共通取引先コード利用状況

業種別50音順

※2018年10月現在、当センターが確認した範囲で企業・部門・システム名称等を記載しています。

下記に記載されていない企業でも共通取引先コードを使用している場合があります。

※利用企業の一部には、自社コードと併用している場合があります。

※利用企業は系列企業を含みます。

【百貨店】

伊予鉄高島屋
一畑
井上
岩田屋
伊勢丹
井筒屋
うすい百貨店
遠鉄百貨店
大沼
小田急百貨店
岡島
金沢名鉄丸越百貨店
川徳
岐阜ファミリーデパート
近鉄百貨店
京王百貨店
京急百貨店
京阪百貨店
さいか屋
さくら野百貨店
山陽百貨店
ジェイアール東海高島屋
ジェイアール西日本伊勢丹
十字屋
スズラン
西武百貨店
そごう
タカヤナギ
大和
大丸
高島屋
玉屋
津松菱
鶴屋百貨店
天満屋

東急百貨店
東武百貨店
トキハ
中合
中三
阪急百貨店
阪神百貨店
浜屋百貨店
福屋
藤井大丸
藤崎
藤丸
棒二森屋
ほの国百貨店
ボンベルタ
松坂屋
松屋
丸井今井
丸広
丸栄
丸三池内
三春屋
三越
水戸京成百貨店
名鉄百貨店
八木橋
ヤナゲン
ヤマトヤシキ
山形屋
リウボウインダストリー

【チェーンストア】

イズミヤ
小田急商事
かましん
近商ストア
三越伊勢丹フードサービス
京王ストア
京成ストア
サミット
三徳
成城石井
相鉄ローゼン
東急ストア
東武ストア
トキハインダストリー
長崎屋
原信
マキヤ
ベイシア
ホープタウン
丸井
マルフジ
ヤマトー

他

他

共通取引先コード利用状況

業種別50音順

【グループ利用】

【アークスグループ】

アークス
イワイ
エルディ
東光ストア
道東アークス
道南ラルズ
道北アークス
福原
ベルジョイス
ラルズ

他

【シジシージャパン】

エスピーシステムズ 含む

【日本流通産業グループ】

イズミ
オークワ
コープこうべ
コープさっぽろ
さとう
サニーマート
サンエー
仁科百貨店
ニチエー
平和堂
ヤマザワ
ライフコーポレーション
両備ホールディングス

他

【その他】

アークランドサカモト
ウイングチェーン
エンチョー
京王アートマン
クラウングループ
ごっつお便
三喜
システムベース
ジェフサ
シェルガーデン
シャデイ
全日本ギフト用品協会
ソフトバンクコマース &
サービス
ソフマップ
大平紙業
デンコードー
東急ハンズ
中山福
日本アクセス
パーティハウス
藤久
ベスト電器
ミスターマックス
妙高コーポレーション
ヨドバシカメラ
ロフト

【EDI・VAN関係】

家電EDI
(E-VAN、R-Web 他)
MD-NET
楽器・楽譜業界VAN
PRO-NET
SEDIO-VAN
TC-NET
ハウネット
プラネット
NHI-NET

他

他

Q&A

Q1 共通取引先コード登録のメリットは何ですか？

A1 共通取引先コードを利用している企業（8～9ページ参照）との取引には、同じ共通取引先コードが使用できますので、取引先ごとに異なったコードを使い分ける手間が軽減され、事務処理の合理化につながります。

Q2 登録に要する費用と日数は、どれくらいかかりますか？

A2 登録申請料は1コードにつき5,400円（申請料5,000円、消費税400円）です。有効期間は3年間で、3年ごとの更新時に更新申請料として5,400円（申請料5,000円、消費税400円）がかかります。

※今後、消費税率の変更にあわせ、申請料に申請時点での消費税額を加えた金額となります。

共通取引先コードが決定し、登録通知書が郵送されるまでの日数は、通常で約1週間程度です。

共通取引先コードのご登録を急ぐ場合は、当センター、共通取引先コード担当まで、お電話でご相談ください。

Q3 1つの会社で、共通取引先コードを複数登録することはできますか？

A3 できます。共通取引先コードは原則として本社で1コードの登録になります。この登録により全国の支店・営業所でも使用できます。ただし、次のような場合は1社で複数の共通取引先コードの貸与を受けることができます。

- 事業部門別の独立採算制なので、事業部門単位で登録する。
- 売掛金が一ヶ所に集まると管理できないので本社・支店レベルでコードを分ける。
- 取引先（得意先）との契約などによりコードが複数必要な場合など。

Q&A

Q4 現在、百貨店と専用コードで取引をしていますが、共通取引先コードに変更することはできますか？

A4 原則的に変更することができます。百貨店では、取引の内容により共通取引先コードと専用コード(4ページ参照)を使い分けている場合があります。現在、専用コードを利用している百貨店に、共通取引先コードを登録済みである旨を連絡して、共通取引先コードへ変更できるかどうかご相談ください。

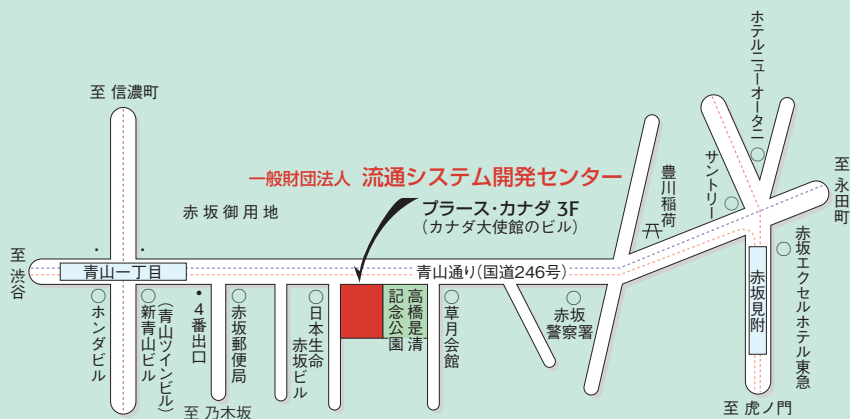
共通取引先コードの規定

- (1)共通取引先コードの貸与有効期間は3年間です。コードを継続して使用する場合は、3年毎に更新の手続きが必要となります。
- (2)登録内容に変更が生じる場合は所定の「共通取引先コード登録事項変更届」を提出してください。
- (3)企業の分離、営業譲渡等により、他の企業にコードを使用させたい場合は、譲渡申請手続きが必要となりますので、当センターまでご連絡ください。
- (4)コードが不要になった場合は所定の「共通取引先コード返還届」を提出してください。これによりコードの貸与は取り消されます。
- (5)次の場合には共通取引先コードの貸与が取り消されます。
 - ①申請内容に虚偽があった場合。
 - ②有効期間内に更新手続きが取られなかった場合。
- (6)3年毎に更新されないコードは所定の手順を経た後、登録が抹消されます。
- (7)返還あるいは取消抹消された共通取引先コードは後日別の企業に貸与されます。
※詳しくはご登録後に送付される「共通取引先コード利用ガイド」をご覧ください。
- (8)ご申請いただいた下記項目については、「共通取引先コードブックWebシステム」(会員限定)として共通取引先コードを利用する百貨店やチェーンストア等に限って公開され、共通取引先コードの確認などに利用されます。
 - ①共通取引先コード ②登録事業者の名称 ③有効期限 ④住所 ⑤電話番号/FAX番号 ⑥取扱品目 ⑦コード管理担当部署・役職

※個人情報の取扱いについては、当センターホームページの「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

URL：http://www.dsri.jp/personal_information/

一般財団法人流通システム開発センターは1972年に設立された、流通情報システム化の基盤整備事業を行っている機関です。具体的には、流通システムの標準化や研究開発を行っています。また、JANコードや共通取引先コードをはじめとする流通業界で利用されているコードの付番管理と普及啓蒙などの事業を行っています。



東京メトロ 銀座線・半蔵門線 都営地下鉄 大江戸線 「青山一丁目駅」4番出口 徒歩約3分

一般財団法人 流通システム開発センター

(共通取引先コード担当)

受付時間：AM 10:00～PM 5:00 (土・日・祝日を除く)

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel. 03-5414-8512 Fax. 03-5414-8514 メール ktc@dsri.jp

<http://www.dsri.jp>

※個人情報の取扱いについては、当センターホームページの「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。